

平成２９年度
〈第１回〉鳥取県道路メンテナンス会議

○日 時：平成２９年 ８月１７日（木）

１４：４５～１６：１５

○場 所：国土交通省鳥取河川国道事務所

１階 会議室

議 事 次 第

１．開 会

２．挨拶

３．議 事

- （１）規約改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- （２）道路メンテナンス会議年間スケジュール・・資料②
- （３）平成２８年度の点検結果・・・・・・・・・・資料③
- （４）平成２９年度以降の点検計画・・・・・・・・・・資料④
- （５）好事例の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑤
- （６）平成２８年度の取り組み状況と平成２９年度の取り組み
資料⑥，資料⑦
- （７）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑧

４．連絡調整

５．閉 会

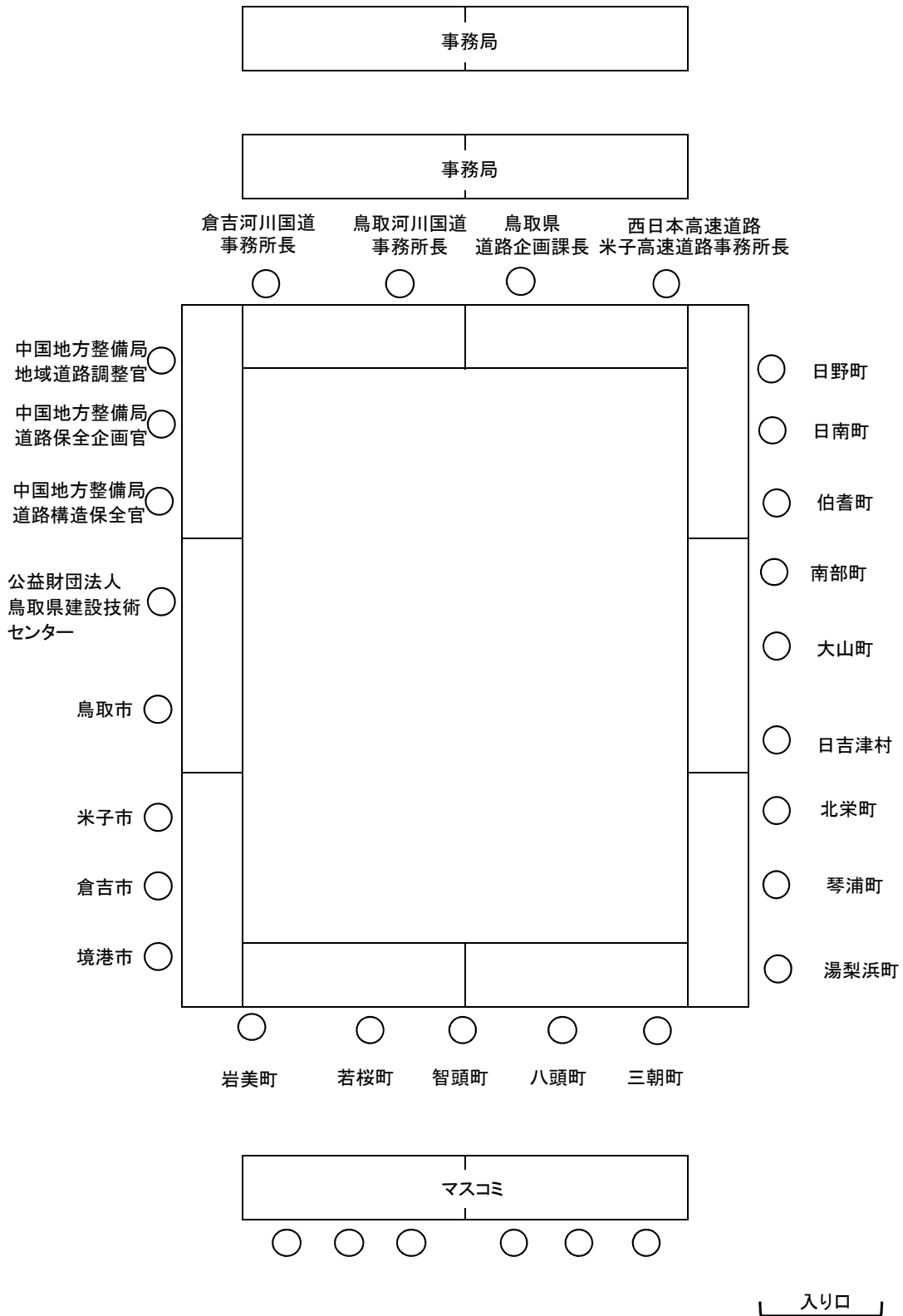
平成29年度〈第1回〉鳥取県道路メンテナンス会議

【 出席者名簿 】

	所 属	役 職	氏 名
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長	北澗 弘康
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長	神宮 祥司
	鳥取県県土整備部	道路企画課長	河田 英明
	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所所長	山本 敏彦
	鳥取市	都市整備部長	綱田 正
	米子市	建設部次長	(代理) 山浦 直樹
	倉吉市	建設課 課長補佐	(代理) 河本 裕史
	境港市	建設部管理課 計画係長	(代理) 池本 幸司
	岩美町	産業建設課 町土整備係長	(代理) 前田 悟史
	若桜町	町土整備課長	山口 由企夫
	智頭町	地域整備課長	矢部 久美子
	八頭町	建設課長	高橋 和彦
	三朝町	建設水道課長	早苗 睦巳
	湯梨浜町	建設水道課長	小林 長志
	琴浦町	建設課 課長	倉光 雅彦
	北栄町	地域整備課長	吉岡 正雄
	日吉津村	建設産業課長	益田 英則
	大山町	建設課 課長補佐	(代理) 小倉 祥司
	南部町	建設課長	田子 勝利
	伯耆町	地域整備課 主任	(代理) 森谷 征史
	日南町	建設課長	財原 積
	日野町	産業振興課 副主幹	(代理) 小谷 勉
	江府町	建設課課長	欠 席
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	建設支援課長	(代理) 澤 邦洋
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	田中 敏彦
		道路保全企画官	高木 繁
		道路構造保全官	西岡 寿雄
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	総括保全対策官	中丸 勝利
		保全対策官(道路管理第二課)	岡本 勝彦
	鳥取県県土整備部 道路企画課	課長補佐	米田 憲司
		維持担当係長	椎木 孝三
		安全施設担当係長	前田 康宏
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	保全サービス 統括課長	久保 謙吾

【 配席表 】

－ 平成29年度 〈第1回〉鳥取県道路メンテナンス会議 鳥取河川国道事務所 1階 会議室 －



鳥取県道路メンテナンス会議 規約（案） 【資料①】

（名 称）

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

（組 織）

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

（会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- ・本規約は、平成26年5月19日から施行する。
- ・平成28年 7月13日 改正（第4条、第7条、別表1、別表2）
- ・平成29年 8月17日 改正（第4条5、別表2）

鳥取県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長
副会長	鳥取県県土整備部	道路企画課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所長
	鳥取市	都市整備部長
	米子市	建設部長
	倉吉市	建設部長
	境港市	建設部長
	岩美町	産業建設課長
	若桜町	町土整備課長
	智頭町	地域整備課長
	八頭町	建設課長
	三朝町	建設水道課長
	湯梨浜町	建設水道課長
	琴浦町	建設課長
	北栄町	地域整備課長
	日吉津村	建設産業課長
	大山町	建設課長
	南部町	建設課長
	伯耆町	地域整備課長
	日南町	建設課長
	日野町	建設水道課長
	江府町	建設課長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	

鳥取県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所	副所長 総括保全対策官
副幹事長	国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所	副所長
副幹事長	鳥取県県土整備部道路企画課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所	副所長
	鳥取市都市整備部	道路課長
	米子市建設部	次長
	倉吉市建設部	建設課長
	境港市建設部管理課	課長
	岩美町産業建設課	課長補佐
	若桜町町土整備課	参事
	智頭町地域整備課	参事
	八頭町建設課	主幹
	三朝町建設水道課町土整備室	室長
	湯梨浜町建設水道課	課長補佐
	琴浦町建設課	課長補佐
	北栄町地域整備課地域整備室	室長
	日吉津村建設産業課	主査
	大山町建設課	課長補佐
	南部町建設課	課長補佐
	伯耆町地域整備課環境整備室	副室長
	日南町建設課基盤整備室	室長
	日野町建設水道課	主事
	江府町建設課	課長補佐
	公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課	課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	

道路メンテナンス会議年間スケジュール



中国地方整備局 道路部

資料②

--- 【平成29年度】 ---

定期点検対象施設リスト 確定版 更新作業

- ・平成28年度 点検実施(診断)及び修繕実施の確定
- ・平成29年度 点検及び修繕計画の確定

6～7月

跨道橋連絡会議

第1回 道路メンテナンス会議

- ・H28年度の点検結果
- ・H29年度の点検実施
- ・好事例の共有 など

メンテ会議へ報告

夏頃

メンテナンス年報の公表

〇月

道路鉄道連絡会議

定期点検対象施設リスト 見込版 更新作業

- ・平成29年度 点検及び修繕の見込

1～2月

第2回 道路メンテナンス会議

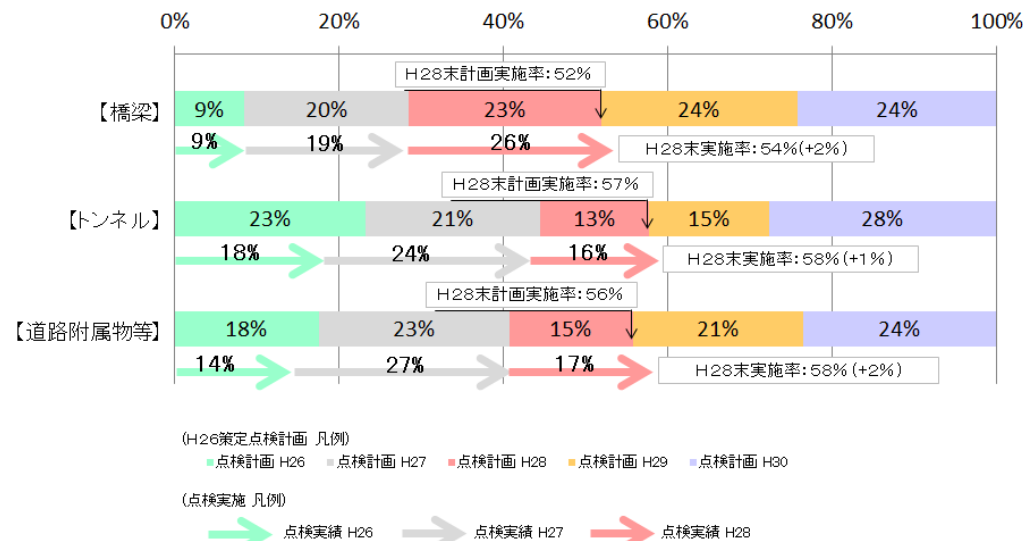
- ・H29年度の点検見込、修繕実施状況
- ・H30年度の点検計画
- ・好事例の共有
- ・直轄診断箇所の推薦 など

メンテ会議へ報告

中国地整管内の点検実施状況(全体)

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ。道路管理者は。全ての橋梁・トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。
- 平成28年度までの点検実施率は、橋梁 約54%、トンネル 約58%、道路附属物等 約58%
- 平成28年度末の点検実施率は、計画実施率(H26)を上回っている。

【5年間の点検計画と平成28年度までの点検実施状況】



※管理施設数①は、H29、3末 現在

※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数

※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	4,969	2,575	2,529	51%
高速道路会社	2,255	1,587	1,470	65%
地方公共団体	87,869	44,738	47,112	54%
合計	95,093	48,900	51,111	54%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	251	155	158	63%
高速道路会社	311	232	278	89%
地方公共団体	853	406	379	44%
合計	1,415	793	815	58%

【道路附属物等】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	950	409	322	34%
高速道路会社	608	471	497	82%
地方公共団体	1,259	685	823	65%
合計	2,817	1,565	1,642	58%

※管理施設数①は、H29、3末 現在

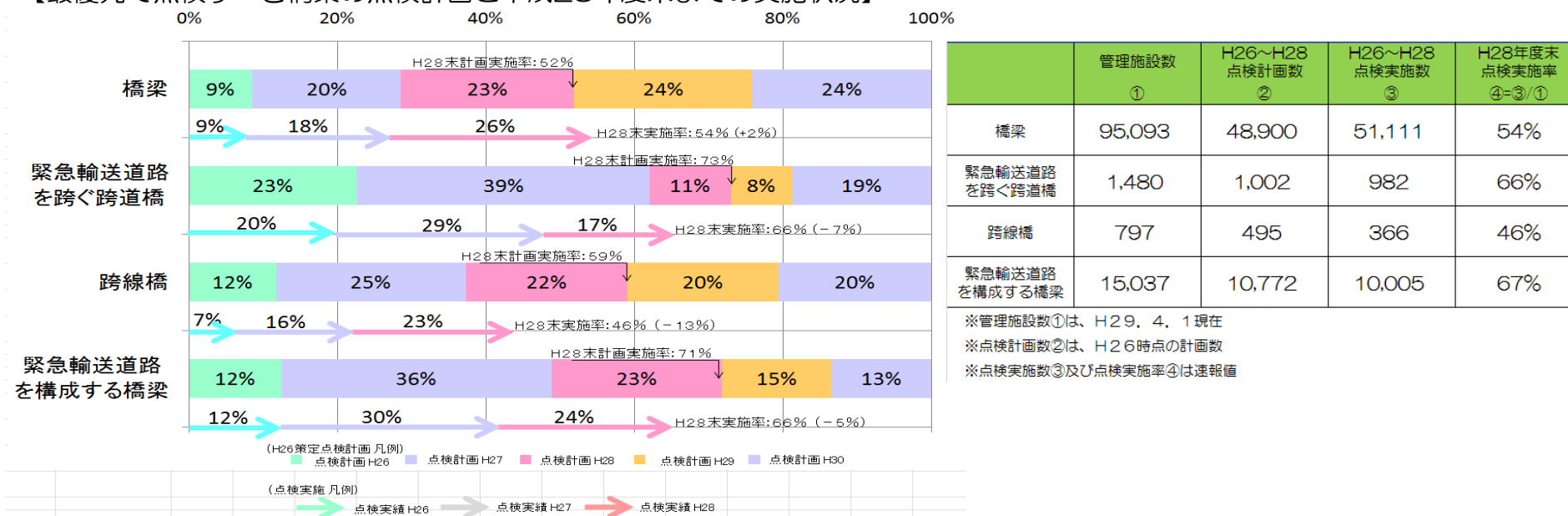
※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数

※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

中国地整管内の点検実施状況(全体)

- 最優先で点検すべき橋梁の平成28年度までの点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約66%、跨線橋 約46%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約66%であり、跨線橋の点検が遅れている状況。
- 跨線橋の点検については、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなど課題が存在するが、全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認書により確認しており、平成29年度には平成28年度の1.4倍の点検を実施予定。

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成28年度末までの実施状況】



コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

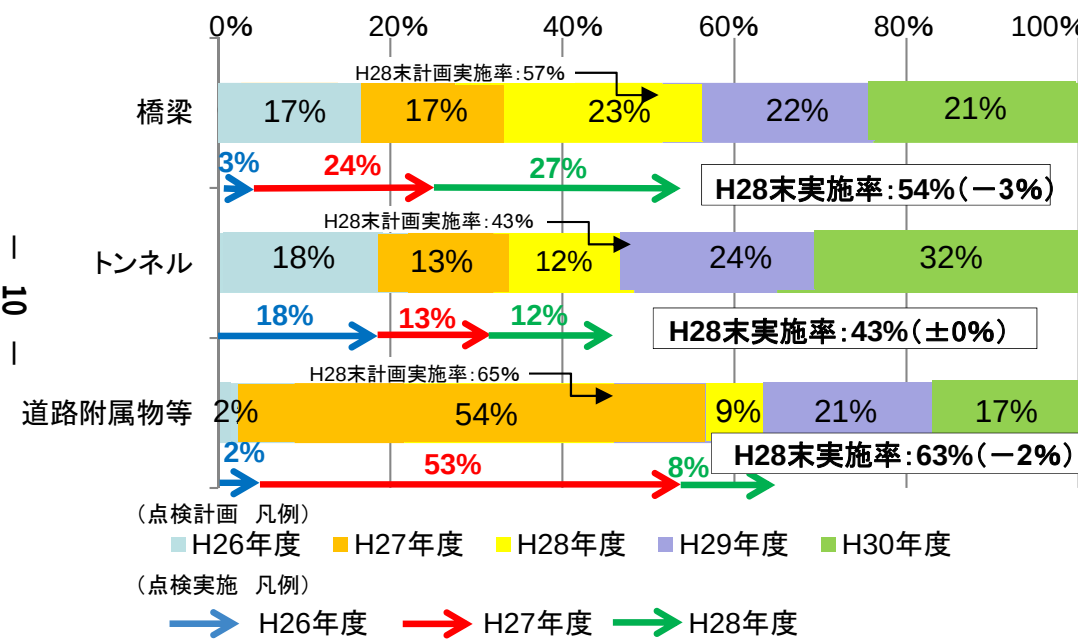
- ・ 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・ 跨線橋
- ・ 緊急輸送道路を構成する橋梁

○平成26年7月の省令施行を踏まえ。道路管理者は。全ての橋梁・トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。

○平成28年度までの点検実施率は、橋梁 約54%、トンネル 約43%、道路附属物等 約63%

○平成28年度末の点検実施率は、計画実施率(H26)と比べ概ね計画どおり。

＜5年間の点検計画と平成28年度までの実施状況＞



道路施設	管理施設数 ①	H26～H28 計画点検数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末点検 実施率 ④=③/①
橋梁	7,926	4,409	4,241	54%
トンネル	125	54	54	43%
道路附属物等	255	165	160	63%

※ 管理施設数は、H29.3月末時点

※ 点検計画数は、H27.12月の点検計画数。

※ 点検実施数③及び点検実施率は速報値

＜道路管理者別 点検状況＞

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26～H28 計画点検数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末点検 実施率 ④=③/①
国土交通省	853	361	359	42%
高速道路会社	49	9	9	18%
地方公共団体	7,024	4,039	3,873	55%
合計	7,926	4,409	4,241	54%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26～H28 計画点検数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末点検 実施率 ④=③/①
国土交通省	58	20	20	34%
高速道路会社	10	10	10	100%
地方公共団体	57	24	24	42%
合計	125	54	54	43%

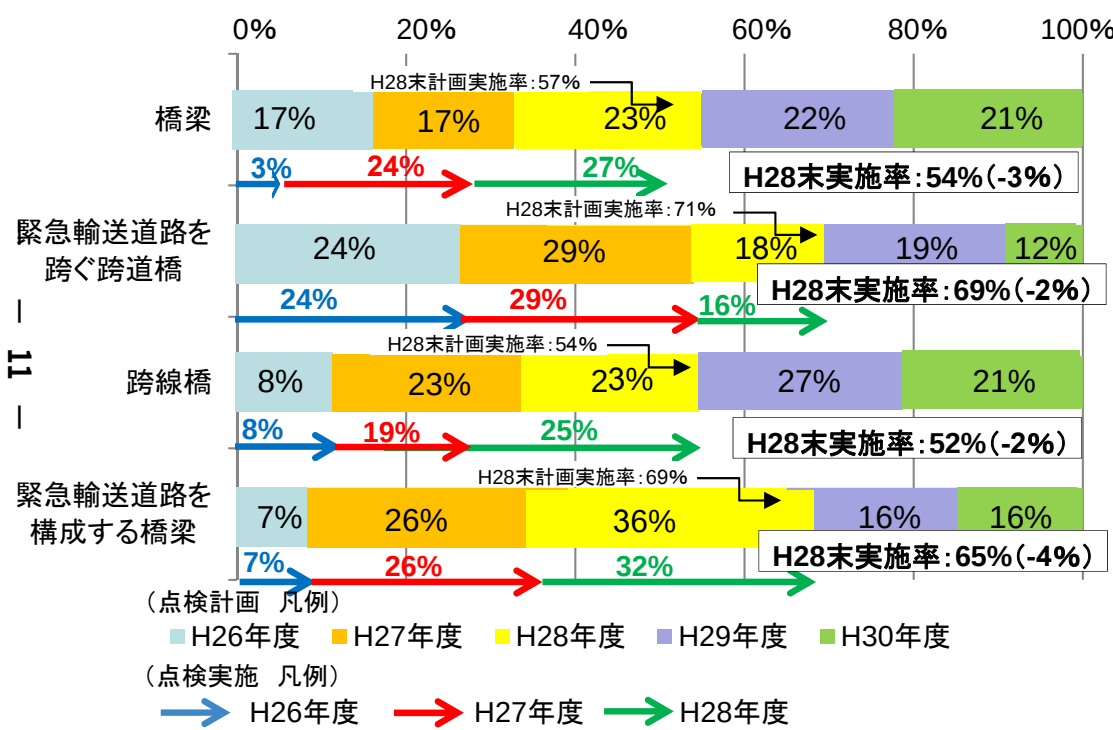
【道路付属物等】

管理者	管理施設数 ①	H26～H28 計画点検数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末点検 実施率 ④=③/①
国土交通省	103	25	20	19%
高速道路会社	9	4	4	44%
地方公共団体	143	136	136	95%
合計	255	165	160	63%

鳥取県内の点検実施状況(橋梁)

- 最優先で点検すべき橋梁の平成28年度までの点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約69%、跨線橋約52%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約65%であり、若干遅れている状況ではあるが概ね計画どおり。
- 跨線橋の点検については、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなど課題が存在するが、全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認書により確認しており、平成29年度も計画的に点検を実施していく。

<最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成28年度末までの実施状況>



	管理施設数 ①	H26～H28 計画点検数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
橋梁	7,926	4,409	4,241	54%
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	127	90	87	69%
跨線橋	92	50	48	52%
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1,443	995	940	65%

※ 管理施設数は、H29.3月末時点
※ 点検計画数は、H27.12月の点検計画数。
※ 点検実施数③及び点検実施率は速報値

<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

○ 鳥取県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は386橋（24.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は875橋（54.4%）

＜平成28年度管理者別点検結果(橋梁)＞

管理者	管理施設数 (H29.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	853	128	83	38	7	0
高速道路会社	49	0	0	0	0	0
鳥取県	2,041	451	50	230	170	1
市町村	4,983	1,028	211	607	209	1
合計	7,926	1,607	344	875	386	2

※ 点検実施数はH29.3.31時点
※ 速報値

○ 鳥取県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は11トンネル（68.8%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は5トンネル（31.3%）

＜平成28年度管理者別点検結果(トンネル)＞

管理者	管理施設数 (H29.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	59	0	0	0	0	0
高速道路会社	10	0	0	0	0	0
鳥取県	37	16	0	5	11	0
市町村	19	0	0	0	0	0
合計	125	16	0	5	11	0

※ 点検実施数はH29.3.31時点
※ 速報値

○ 鳥取県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1施設（9.1%）、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1施設（9.1%）

＜平成28年度管理者別点検結果(道路附属物等)＞

管理者	管理施設数 (H29.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	103	11	9	1	1	0
高速道路会社	9	0	0	0	0	0
鳥取県	135	0	0	0	0	0
市町村	8	0	0	0	0	0
合計	255	11	9	1	1	0

※ 点検実施数はH29.3.31時点
※ 速報値

【鳥取県(橋梁)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成29年3月31日時点

管理者	管理施設数 (H27.12.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	853	128	83	38	7	0
高速道路会社	49	0	0	0	0	0
鳥取県	2,041	451	50	230	170	1
鳥取市	1,339	127	7	48	72	0
米子市	641	95	2	82	11	0
倉吉市	601	156	25	124	7	0
境港市	133	0	0	0	0	0
岩美町	206	42	4	17	21	0
若桜町	89	24	4	16	4	0
智頭町	138	134	42	53	39	0
八頭町	247	79	25	34	20	0
三朝町	122	69	26	40	3	0
湯梨浜町	205	21	4	17	0	0
琴浦町	153	69	18	27	23	1
北栄町	227	84	23	60	1	0
日吉津村	33	7	0	7	0	0
大山町	148	17	14	3	0	0
南部町	201	15	4	10	1	0
伯耆町	106	26	6	18	2	0
日南町	219	11	0	7	4	0
日野町	102	10	0	10	0	0
江府町	73	42	7	34	1	0
合計	7,926	1,607	344	875	386	2

※速報値

【鳥取県(トンネル)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

平成29年3月31日時点

管理者	管理施設数 (H27.12.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	59	0	0	0	0	0
高速道路会社	10	0	0	0	0	0
鳥取県	37	16	0	5	11	0
鳥取市	6	0	0	0	0	0
米子市	0	0	0	0	0	0
倉吉市	0	0	0	0	0	0
境港市	0	0	0	0	0	0
岩美町	1	0	0	0	0	0
若桜町	0	0	0	0	0	0
智頭町	0	0	0	0	0	0
八頭町	2	0	0	0	0	0
三朝町	0	0	0	0	0	0
湯梨浜町	0	0	0	0	0	0
琴浦町	0	0	0	0	0	0
北栄町	0	0	0	0	0	0
日吉津村	0	0	0	0	0	0
大山町	1	0	0	0	0	0
南部町	1	0	0	0	0	0
伯耆町	1	0	0	0	0	0
日南町	2	0	0	0	0	0
日野町	4	0	0	0	0	0
江府町	1	0	0	0	0	0
合計	125	16	0	5	11	0

※速報値

【鳥取県(道路附属物等)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成29年3月31日時点

管理者	管理施設数 (H27.12.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	103	11	9	1	1	0
高速道路会社	9	0	0	0	0	0
鳥取県	135	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0
米子市	0	0	0	0	0	0
倉吉市	3	0	0	0	0	0
境港市	2	0	0	0	0	0
岩美町	0	0	0	0	0	0
若桜町	0	0	0	0	0	0
智頭町	1	0	0	0	0	0
八頭町	0	0	0	0	0	0
三朝町	0	0	0	0	0	0
湯梨浜町	0	0	0	0	0	0
琴浦町	1	0	0	0	0	0
北栄町	0	0	0	0	0	0
日吉津村	0	0	0	0	0	0
大山町	1	0	0	0	0	0
南部町	0	0	0	0	0	0
伯耆町	0	0	0	0	0	0
日南町	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0
江府町	0	0	0	0	0	0
合計	255	11	9	1	1	0

※速報値

判定区分Ⅳの施設は、橋梁に対して緊急措置を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急（応急）措置状況
琴浦町	向原橋	町道向原線	1969	主桁の腐食	通行止め
鳥取県	伯耆橋	国道181号	1970	主桁の腐食	主桁腐食箇所への補強

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

○道路附属物等

判定区分Ⅳ該当施設なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

＜各構造物の平成29年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H29.3.31現在)	H26～H28 点検計画数 (A)	H26・H27 点検実施数 (B)	H28 点検実施数 (C)	H26～H28 点検実施数 (D) = B+C	H29点検 予定数	H30点検 予定数
橋梁	7,926	4,409	2,634	1,607	(53.5%) 4,241	(75.8%) 1,770	(100.0%) 1,915
トンネル	125	54	38	16	(43.2%) 54	(72.0%) 36	(100.0%) 35
道路附属物等	255	165	149	11	(62.7%) 160	(88.2%) 65	(100.0%) 30

- ・H29、H30計画点検数は、今後の計画点数は見直しすることがある。
- ・表中の()書きは、当該年度までの(累計点検実施率)。パーセント表示は四捨五入で表示。

＜最優先で点検すべき橋梁の平成29年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H29.3.31現在)	H26～H28 点検計画数 (A)	H26・H27 点検実施数 (B)	H28 点検実施数 (C)	H28点検 予定数 (D)=(B+C)	H29点検 予定数	H30点検 予定数
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	127	90	69	18	(68.5%) 87	(85.8%) 22	(100%) 18
跨線橋	92	50	28	20	(52.2%) 48	(78.2%) 24	(100%) 20
緊急輸送道路 を構成する 橋梁	1,443	995	479	461	(65.1%) 940	(84.8%) 283	(100%) 220

- ・H29、H30計画点検数は、今後の計画点数は見直しすることがある。
- ・表中の()書きは、当該年度までの(累計点検実施率)。パーセント表示は四捨五入で表示。

国民へのメンテナンスの理念の普及等を図るため、インフラメンテナンス大賞を実施します。
日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く世の中に紹介します。

インフラメンテナンス大賞の概要

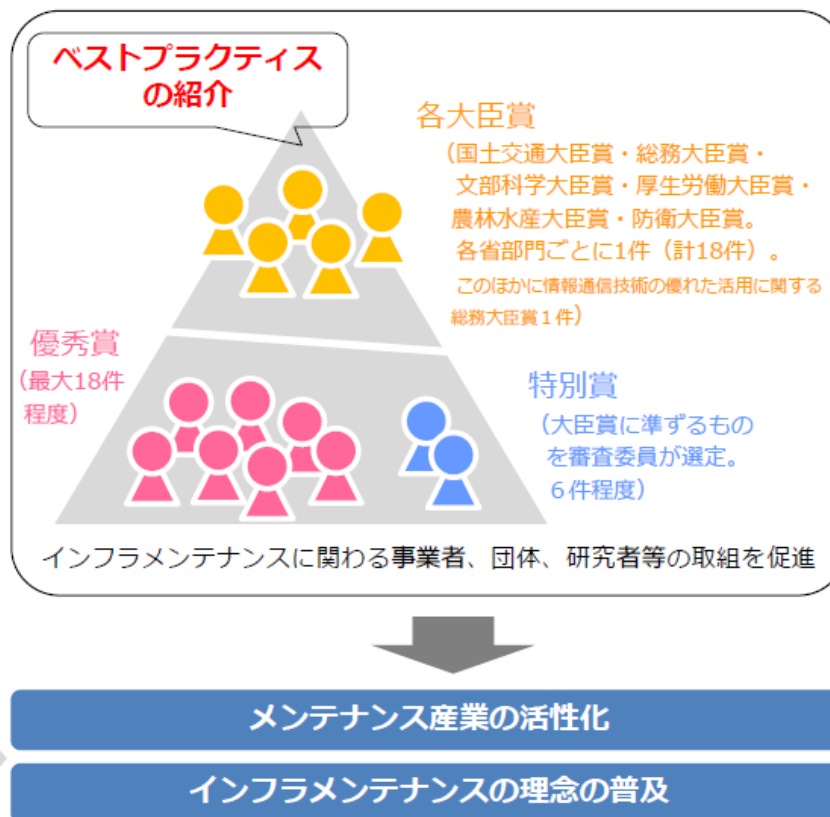
1	主催者	国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省
2	表彰時期	毎年開催
3	表彰対象	インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア) メンテナンス実施現場における工夫部門 イ) メンテナンスを支える活動部門 ウ) 技術開発部門
4	審査方法	有識者による選考委員会にて審査・選出
5	表彰の種類	国土交通他 5 大臣賞／特別賞／優秀賞
6	事務局	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 国土交通省大臣官房公共事業調査室

第1回スケジュール



閣議決定文書への記載

・日本再興戦略（改訂2015）：戦略市場創造プラン『安全・便利で経済的な次世代インフラの構築』
インフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、（中略）ベストプラクティスを表彰し理念を普及するインフラメンテナンス大賞（仮称）を創設する



国土交通大臣賞

応募部門 イ メンテナンスを支える活動部門
案件名 しゅうニャン橋守隊 (CATS-B) による猫の手メンテナンス活動
代表団体名 しゅうニャン橋守隊

(概要)

しゅうニャン橋守隊 (CATS-B : Civilian Activity Team in Shunan for Bridges) は、地方のインフラメンテナンスに危機感を抱いた有志の声掛けから始まった産官学民の幅広いメンバーで構成される任意団体である。
当団体は、その名の通り猫のように気ままに不定期に集い、インフラに関する簡単な座学と市内の身近な橋梁の清掃や簡易点検を行うことを主な活動内容としており、道路施設の重要性や現状を広報しながら、日常生活の延長上で実施できるメンテナンスを体験型ボランティア活動として住民に提供している。

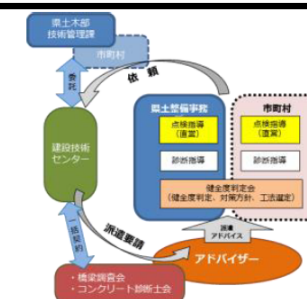


優秀賞 [国交省案件]

応募部門 ア メンテナンス実施現場における工夫部門
案件名 道路橋及びコンクリート構造物の点検・診断等アドバイザー制度
代表団体名 島根県

(概要)

県や市町村が管理する道路橋やコンクリート構造物の点検に関し、職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在しており、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定などにおいて、専門家を招へいする仕組み (技術支援) がないことから、アドバイザー制度を創設した。



特別賞 [文科省案件]

応募部門 イ メンテナンスを支える活動部門
案件名 健全なインフラメンテナンスをリードする技術者の育成事業 (ME養成及び道守養成)
代表団体名 国立大学法人山口大学 他

楽しく活動(清掃・点検)することでインフラメンテナンスの理解促進・裾野拡大



簡単な活動で
延命化



活動の効果・意義を
座学で理解



子どもたちによる
排水装置の清掃

土木を身近に感じる子どもたち



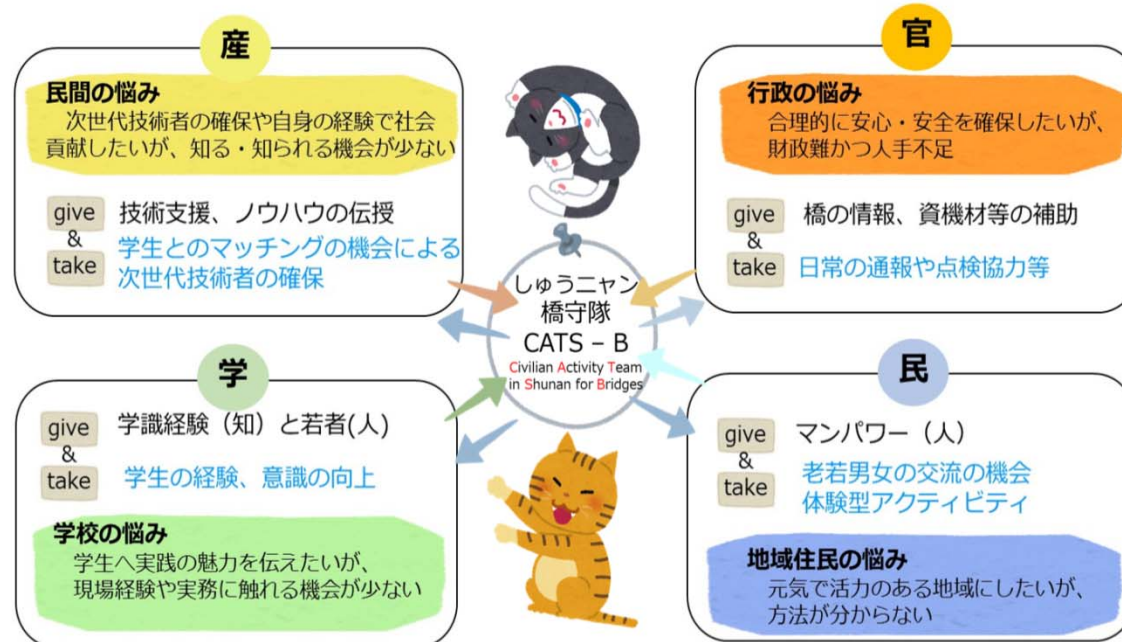
技術者と小学生



アーチ橋に感動

【活動コンセプト】

産・官・学・民の **得意** を持ち寄り **苦手** を補う



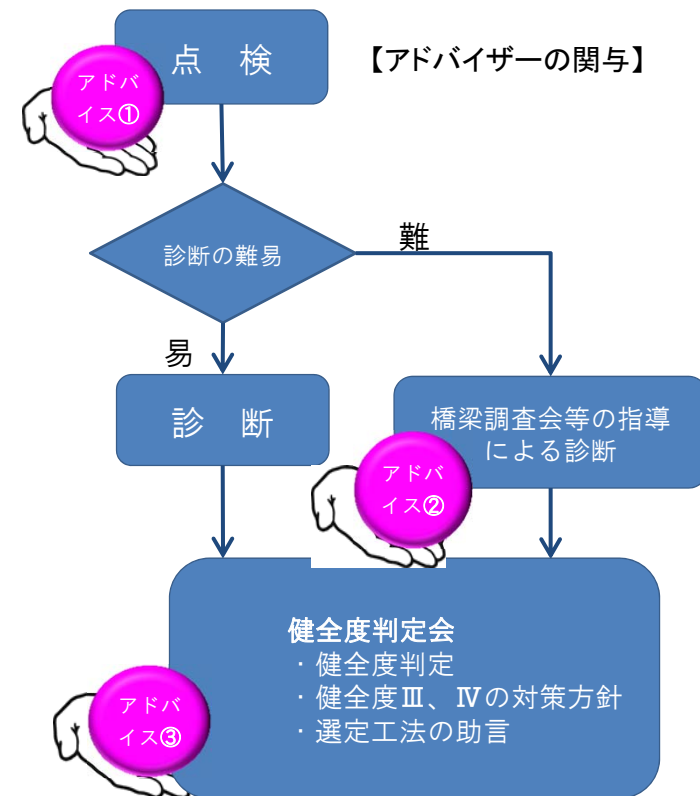
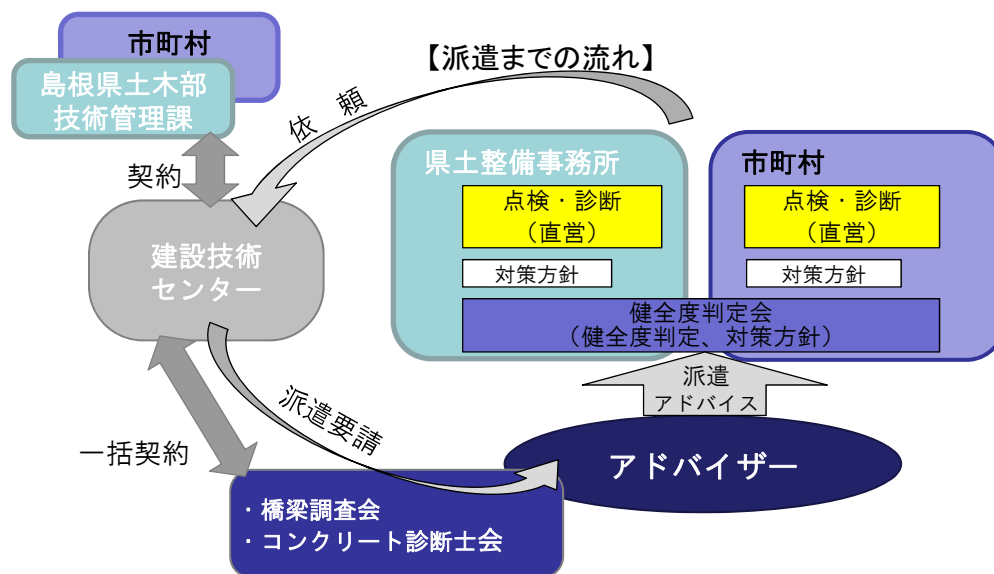
【清掃活動実績】 (H28.12末現在)

- 活動橋梁数 24橋
- 参加者実績 のべ 220人
- 参加者年齢構成 2歳～69歳



●経緯

- ・県では公共土木施設長寿命化計画の策定を終え、これから本格的なメンテナンスサイクル推進体制の確立が急務
- ・県のみならず市町村においても点検に要する費用をなるべく節約し、また職員の維持管理に係る技術力の向上を図るため、直営点検を円滑に実施する体制の整備が必要
- ・しかしながら、現時点では職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在
- ・また、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定会において、専門家を招へいする仕組み（技術支援）がない
- ・こうしたことから、アドバイザー制度を確立し、県土、市町村とも必要に応じて円滑にアドバイザーが派遣される制度を創設



アドバイス①：点検実地指導

（点検方法、ポイントの伝授）

アドバイス②：診断の難しい箇所の診断指導

アドバイス③：健全度判定に対する助言、Ⅲ、Ⅳの対策方針助言（修繕方法、詳細調査の有無）、修繕等設計業務の選定工法の助言



道の駅「きなんせ岩美」



道の駅「神話の里白うさぎ」



道の駅「若桜桜ん防」



道の駅「清流茶屋かわはら」



砂の美術館（案内所）



鳥取河川国道事務所

〈 パネル展示 〉
平成28年8月10日～31日まで展示。

〈 パネル展示 〉
～ 道路施設の老朽化対策 ～



【講習会】トンネル点検講習会

【日 時】 11月22日（火）
13:00～16:00

【場 所】 片山トンネル
・鳥取自動車道
・構造：NATM

【参加者】 6名・鳥取県2名，岩美町1名
・鳥取河川国道事務所3名

【内 容】 鳥取県道路メンテナンス会議の
技術支援の一つとして自治体を
対象にトンネル構造，施工方法
による変状や点検時に見るべき
ポイントについてテキスト説明，
現地点検体験を実施。

〈テキスト〉

道路トンネル維持管理講習会
(点検・調査・補修補強対策)

平成28年11月22日

(株)オリエンタルコンサルタンツ

〈講習会流れ〉

①トンネル構造他に
関する事前説明

※テキスト

②点検時のポイント

※テキスト

③片山トンネル点検

近接目視

ートンネル点検車ー

〈③片山トンネル点検〉

遠方目視

各部点検
クラック確認
打音検査

〈③片山トンネル点検〉

トンネル構造他
点検ポイント説明

〈①トンネル構造他説明〉
〈②点検時のポイント〉



遠方目視 (覆工)



トンネル点検車



目地部点検



事前説明 (河原除雪基地)



近接目視 (クラック)



クラックサイズ確認



事前説明 (トンネル内)



近接目視 (付属物)



打音検査

【講習会】橋梁点検講習会

【日 時】 11月24日（木）
13:00～16:00

【場 所】 浜村橋(鋼)、長和瀬大橋(Co)
・国道9号
・構造：鋼橋、コンクリート橋

【参加者】 5名・鳥取県2名、岩美町1名
・鳥取河川国道事務所2名

【内 容】 鳥取県道路メンテナンス会議の
技術支援の一つとして自治体を
対象に橋梁の損傷状況や原因確
認をし点検時に見るべきポイント
についてテキスト説明、現地
点検体験を実施。

浜村橋 (鋼橋) - 国道9号 -



①②事前説明



③近接目視（付属物）



③近接目視（下部工）



③近接目視（上部工）



③近接目視（上部工）

長和瀬大橋 (コンクリート橋) - 国道9号 -



①②事前説明



③近接目視（下部工）



③近接目視（下部工）



③打音検査（下部工）



③打音検査（上部工）

〈講習会流れ〉

①各橋梁の損傷状況他
に関する事前説明
※テキスト

②点検時のポイント
※テキスト

③各橋梁点検



〈報道資料〉

自治体の職員
橋りょう点検を行う上でひび割れの見分け方や
調査方法などを確認



県内にある7860力所の橋りょうのうち
今年度は約1700力所を点検予定

H29年度の取り組み(実施と予定)

①「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR（実施中）。

（期 間）平成29年8月9日～9月4日

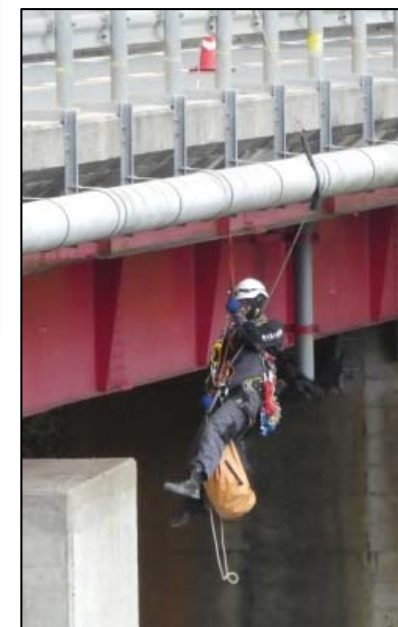
（場 所）道の駅「きなんせ岩美」「若桜桜ん坊」
「清流茶屋かわはら」「神話の里白うさぎ」、
「砂の美術館（案内所）」

②自治体を対象とした現地での「橋梁点検講習会」（予定）。

③自治体を対象とした現地での「トンネル点検講習会」（予定）。

昨年度と同様に、橋梁・トンネル点検を秋期から本格的に開始します。併せて講習会を行うので、日程や場所等、詳細決定し
だにお知らせをいたします。

※「歩廊式橋梁点検車」「ロープ高所作業」等による点検作業も予定しています。



①パネル展示(H29年8月9日～9月4日展示中)



②橋梁点検講習会



③トンネル点検講習会



H28年度と同様に、自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上のため、研修、講習会等を実施予定。

①道路構造物管理実務者研修 〈4～5日間、中国技術事務所〉

対 象：自治体職員及び直轄職員

予定人数：100名程度(うち自治体職員70名程度)

時 期：①橋梁Ⅰ H29.5.29～6.2 25名程度
橋梁Ⅰ H29.8.21～8.25 25名程度
橋梁Ⅱ H29.11.27～12.1 15名程度
②トンネル H29.7.18～7.21 10名程度

目 的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。



道路に関する主な技術基準の制定状況

※代表的なものを記載

資料⑧

 : 平成28年度に通知された点検要領

	新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準 (H29.7月21日通知)	5年に一度近接目視 定期点検要領
トンネル	道路トンネル技術基準 道路トンネル非常用施設設置基準(改定中)	5年に一度近接目視 定期点検要領
舗装	舗装の構造に関する技術基準	点検要領 H28.10 舗装点検要領 H29. 3 舗装点検要領(直轄版)
土工	道路土工構造物技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (シェッド・大型カルバート) 点検要領(作成中) (切土・盛土・擁壁)
附属物等	道路標識設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (門型標識・情報板)
	道路照明施設設置基準	点検要領 (門型以外の標識・照明) H29.3 小規模附属物点検要領
	立体横断施設技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (横断歩道橋)
	防護柵の設置基準	(維持管理の内容を含む)
	道路緑化技術基準	(維持管理の内容を含む)